

TRINITY BASKETBALL SCHOOL 会則

第1条

<名称>

本スクールは、「TRINITY BASKETBALL SCHOOL」(以下、本スクールという)と称する。

第2条

<目的>

本スクールは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及および技術向上を図ることにより、会員のスポーツマンとして親身の健全な育成とスポーツマンの正しい理解を深め、地域社会のスポーツ文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

第3条

<運営>

本スクールは代表者およびスクールスタッフが適切に管理運営する。

<<第2章 会員の資格・入会および退会など>>

第4条

<会員の資格>

本スクールの会員は、以下のことを満たした者である。

1. 本スクールの目的に賛同し、会則等を遵守できる者。
2. 心身ともにバスケットボールをおこなうことに適する者。
3. 特別な理由がある場合を除き、レッスンに積極的に参加する。
4. 本スクール生および本スクールスタッフと共に熱心に練習に取り組める者。

第5条

<本人および法定代理人の同意>

本スクールの会員なるためには、本人および親権者もしくは法定代理人による本スクール会則の承認、入会の同意を得なければならない。本人が未成年者の場合は親権者もしくは法定代理人による承認および同意を以てこの条件を満たすものとする。

第6条

<入会>

本スクールへ入会する者は、所定の手続きの上、本スクールから承認を得る必要がある。

1. 本スクールの会員希望する者は、会員申込前の 2 度に限り体験参加を実施可能とする。体験参加の際は 1 回につき 300 円を必要とする。
2. 本スクールの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、本スクールの代表者宛に提出するものとする。また会員申込書の審査、体験参加の様子などを総合的に鑑みて入会を不承認する場合がある。
3. 前項の入会申込書提出に際しては、当月分月会費(月会費 4,000 円)およびスポーツ保険料(年間 800 円)を必要とする。
4. 本スクールの入会申込書提出後、理由の如何を問わず、当月分の月会費の返納はしない。ただし、入会の不承認および18条 2項に定める場合は例外とする。

第7条

<会員の資格>

1. 本スクールにおける会員資格は入会承認月から毎年 3 月末までとする。
2. 退会の申し出がない場合は、会員の資格は自動更新されるものとする。
3. 毎年 4 月の資格更新月には月会費の他にスポーツ保険料(年 800 円)を必要とする。
4. 会員資格は、兄弟姉妹を含め他人に譲渡することはできない。

第8条

1. 本スクールに入会を希望する者は、入会前に 2 回を上限にレッスンに参加できる。
2. 体験参加における怪我や事件については、本スクールは一切の責任を負わないこととする。

第9条

<会員の休会>

会員個人の都合により長期の休みか、必要な場合、本スクール代表者またはスクールスタッフに承認を得ることにより、休会することができる。

1. 休会期間中は、会費は発生しない。
2. 休会期間の短縮または延長する場合は、本スクール代表者またはスクールスタッフにその旨を伝え承認を受ける必要がある。

第10条

<退会>

1. 会員は、本スクール代表者に大会届を提出することにより、本スクールを退会することができる。退会届けは原則書面にて提出する。
2. 退会は、本スクール代表者に退会届が到達した日を起算に、その日の属する月の末日をもって会員資格を喪失する。
3. 会費の滞納がある場合は、退会までに滞納額を納付しなければならない。そのために要した郵便等の本スクール側でかかった費用についても会員負担とする。
4. 退会月より将来の会費が納められている場合、未経過分の会費は返金する。
5. 月の途中で退会届を提出した場合でも、会費の日割または実施回数割での返金は無い。

第11条

<除名および強制退会>

1. 会員が会費等の支払いを滞納し、本スクールが催告しても納入しない場合。
2. 本スクールの運営を故意に妨害した場合。
3. 本会則または本スクールの定める規則に違反した場合。
4. 本スクールの名誉および信用を傷つけた場合。
5. 本スクールが会員として不相当と判断した場合。
6. 第4条に定める会員の資格を欠けていることが判明した場合。

<<第3章 レッスン指導および会費等の支払い>>

第12条

<指導>

会員は所属する指導日・指導場所・指導時間に限り、本スクール担当コーチからレッスン指導を受けることができる。また本スクールの主催または参加するイベントについてはその都度の募集要項に定める通りとする。

第13条

<入会金、月会費およびスポーツ保険料>

1. 本スクールでは入会金は無い。
2. 月会費は 4,000 円とする。スポーツ保険料は年 800 円とする。スポーツ保険は毎年 4 月始期で翌年 3 月末日が終期の年単位となるため、途中入会の際も月割などの取り扱いは無いものとする。
3. 兄弟姉妹などでの入会に際しては 2 人目から会費を 3,000 円とする。その後、兄弟姉妹の退会により一人のみの会員となった場合は会費を 4,000 円とする
4. 入会初月にはスクール共通ウェア代金として上記とは別に 10,000 円を必要とする。

第14条

<会費およびスポーツ保険の支払い>

1. 会費は本スクールの定める月会費を、月の最初のレッスン日に支払うものとする。原則として、単月分のみ支払いとするが、当月以降の複数月分を支払うことも可能とする。
2. 本スクールに納入された月会費およびスポーツ保険料等は、会員にいかなる事情が生じた場合も返還しないものとする。ただし第 10 条 4. に該当する場合は除く。
3. 退会の手続きを完了していない場合については、月会費の支払い必要とする。
4. 本スクールは、2 ヶ月を超えて月会費等を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をする。その場合にかかる郵券等のすべての費用は会員負担とする。

<< 第4条 その他 >>

第15条

<会場までの送迎>

1. 本スクールのレッスン等に参加の際、会員の会場までの送迎は、親権者その他の保険者に義務があるものとする。送迎中の事故に関しては、本スクールの加入する保険の範囲内で保障するが、その他の事項に関して本スクールは一切の責任を負わない。

第16条

<遅刻・欠席等の連絡> 原則、レッスンに参加できない場合は、本スクール代表者または担当コーチに連絡することとする。やむを得ず、遅刻する場合も同様に連絡することとする。

第 17 条

< スクールの廃止 >

本スクールは、3 ヶ月前に告知することにより、本スクールを廃止することができる。

第 18 条

< スクール廃止の効果 >

1. 本スクールが本スクールを廃止したときは、会員はその会員たる地位・資格を失う。
2. 会員は、本スクールが本スクールを廃止した場合といえども、本スクールに対し、補償その他の請求および異議申立てをすることができない。

附則

2014 年 12 月 1 日 制定

2016 年 1 月 1 日 改定（第 3 章 第 13 条の 4 を追補）